

平成23年度（第5回）

浄土宗宗祖法然上人800年大遠忌記念事業

ともいき  
「共生・地域文化大賞」募集要項

「いのち」の「ともいき」を実感できる社会の実現をめざして

平成23年7月～平成24年1月

主 催	浄土宗
後 援	財団法人全日本仏教会
特別協力	総本山知恩院
運 営	特定非営利活動法人きょうとNPOセンター
事 務 局	ともいき 共生・地域文化大賞運営事務局

法然共生

宗祖法然上人800年大遠忌

## はじめに

東日本大震災により、お亡くなりになりました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興を祈念申し上げます。

浄土宗では、東日本大震災の発生直後から微力ではありますが、緊急支援物資を被災地に届け、日本赤十字社に義捐金を寄付するとともに、引き続き全国の浄土宗寺院を窓口にした義捐金の募集受付けを行っています。これからも関係諸団体と連携をとりながら、被災者や被災地域の災害復興支援に向けて、寺院・僧侶だからこそできる信仰面での活動や福祉の増進に息長く取り組む計画を立てているところです。

さて、法然上人800年大遠忌記念事業の一環として実施してまいりました「共生・地域文化大賞」も、2011年の本年度が大遠忌記念事業として最終回を迎えることとなりました。本事業に関しまして、これまでたくさんの方々のご支援とご協力・ご賛同を賜りながら実施・運営できましたこと、改めまして心から御礼申し上げます。

最終年度となる第5回の実施にあたり、ひとつの区切りとして有意義な運営ができるよう鋭意諸準備を進めてまいりましたが、この度の未曾有の震災が発生したことを受け、本事業の推進機関である運営委員会で、第5回の方向性・実施内容について改めて多角的かつ慎重に協議を重ねました結果を踏まえ実施いたします。

みなさまのご理解・ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

浄土宗

### 浄土宗21世紀劈頭宣言

愚者の自覚をぐしや (己を省みて、己のいたらなさを知ろう)

家庭にみ仏の光を (あたたかい家庭を築こう)

社会に慈しみを (優しさに満ちた社会を築こう)

世界に共生をともいき (共に生きる平和な世界を築こう)

21世紀、世界最大のテーマは「共生」です。

様々な紛争や環境問題など人類全体の課題の解決も、それぞれの地域の小さな「共生」を実現することから始まります。

◆「共生」とは…

過去も未来も考えず、今が良ければいい。

そのような考えでは、先への不安はつのも、後には後悔しか残りません。

今から2,500年以上前にお釈迦様が示されたみ教え“仏教”は、その後インド・中国・日本へと伝わりました。そして、平安から鎌倉へと時代が移る戦乱の世の中にあつて、法然上人は、当時の苦しみ悩む全ての人々を救うためのみ教えを見出しました。

そして、今なおその教えは我々と共に生きています。このことは、脈々と仏教を伝えてきた祖師や祖先の“いのち”と共にあると言えるのです。

祖師や祖先から受け継がれてきた“いのち”をいただいていることに感謝し、今の世界の状況を見つめ、他の“いのち”の為に出来ることをよく考え、実践して後世に“いのち”を引き継ぐことこそ、“ともいき”なのです。

・きょうせい … 自然や他の生物と共に生きること（共棲）  
=「自然との共生」etc… =横軸（同じ時間軸）のつながり

・ともいき … きょうせい + 過去から未来へとつながる「いのち」と共に生きること。  
=横軸+縦軸（過去・現在・未来）のつながり

浄土宗では、「浄土宗21世紀劈頭宣言」に基づき、平成23年に迎える「法然上人800年大遠忌」の記念事業として、このような取り組みが全国各地で進められるよう支援するため、平成19年に「共生・地域文化大賞」を創設しました。

NPOやボランティア団体の方々が取り組まれている、それぞれの地域での豊かな実践が今後も積極的・継続的になされていくための支援を行う一方、本賞を通じて、浄土宗寺院が積極的に地域文化活動を学び、参加し、または協働モデルを模索することで、「共生社会」の創出に向けて新たな活動を展開したいと考えています。

最終年度となる第5回は、「表彰部門」「共生事業助成部門」の2部門で募集します。特に、「共生事業助成部門」では、通年で適宜助成を行えるよう募集期間中に審査会を複数回開催します。

## 対象となる活動

本事業の対象となる地域文化活動とは、<sup>ともいき</sup>共生社会を実現する集团的活動を指し、社会課題の解決に向けた地域独自の主体的、継続的な取り組みをいいます。市民が担い手となって、「<sup>ともいき</sup>共生」の地域づくりをめざすすべての活動を対象とします。医療、福祉、社会教育、芸術文化、青少年育成、まちづくり、環境保全、スポーツ振興などジャンルは問いません。

## 各部門の内容

表彰部門 . . . . . P. 4

<sup>ともいき</sup>共生事業助成部門 . . . . . P. 7

応募・問い合わせ先 . . . . . P. 10

運営委員・選考委員 . . . . . P. 11

## 【表彰部門】

地域の市民活動団体による地域文化活動について、選考基準に基づき表彰を行います。応募団体において仏教寺院\*との関係や協働は必須要件ではありませんが、<sup>ともいき</sup>共生・地域文化大賞の特色として、現在構築されている、または今後構築の可能性がある寺院との協働により、活動が活発になり、広がる可能性に期待ができるかという点については、一定評価させていただきます。(以下選考基準参照)

また、自薦・他薦は問いません。ただし、他薦の場合、推薦団体として対象となるのは、全国の仏教寺院\*、NPO支援センター（NPOの中間的支援を主たる活動の目的とする団体）および社会福祉協議会になります。

<sup>ともいき</sup> 共生・地域文化大賞	…… 1 団体	賞状・活動奨励金	1 5 0 万円
<sup>ともいき</sup> 共生優秀賞	…… 3 団体	賞状・活動奨励金	5 0 万円
<sup>ともいき</sup> 共生奨励賞	…… 5 団体	活動奨励金	1 0 万円

※ 以上9団体には「浄土宗<sup>ともいき</sup>共生・地域文化活動拠点」の標章を授与します。

\* 仏教寺院とは、全日本仏教会加盟宗派〈教団〉に所属している寺院、または全日本仏教会加盟の都道府県仏教会〈連盟・連合会〉に加入している寺院とします。

### (応募対象団体)

地域文化活動に取り組む市民活動団体（NPO）やボランティア団体などを対象とします。法人格の有無は問いませんが、団体として会則や決算報告書を持ち、組織的に意思決定ができる団体を対象とします。

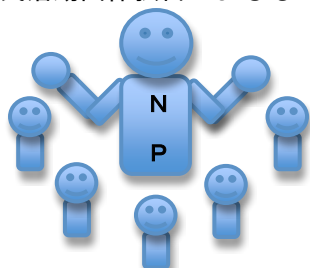
原則として、寺院が単独で活動している事業は対象外です。ただし、僧侶や仏教寺院が市民活動団体（NPO）やボランティア団体などとの協働で地域文化活動に取り組んでいる場合は選考の対象となります。

※ 以下の団体は対象外となります。

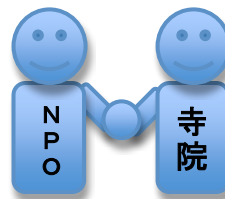
- イ 従来の公益法人（財団・社団法人＝特例民法財団・社団）または社会福祉法人・学校法人など特別法によって定められた公益団体
- ロ 日本国内以外で事業展開をする団体
- ハ 個人活動、サークル活動など
- ニ 本事業において、過去に「<sup>ともいき</sup>共生・地域文化大賞」を受賞した団体
- ホ 営利を目的とする団体
- ヘ 政治活動を主たる目的とする団体

(対象となる活動のイメージ)

①市民活動団体独自によるもの



②市民活動団体、仏教寺院が  
対等に主体となるもの



③主に市民活動団体が  
主体となるもの



④主に仏教寺院が  
主体となるもの



(選考基準)

大項目	中項目	内 容
一般基準	必要性	対象者が明確であり、事業の必要性・緊急性が高く、組織ミッション（目的・使命）の達成にむけて優先順位が設定されているか
	先駆性・計画性	事業の遂行に当たり、その達成手法・手段に先駆性・計画性があり、次代を見据えて継続的に事業展開をしていく体制があるか
	地域への波及性	地域の社会的・文化的・経済的背景を踏まえ、成果が限定的ではなく、より広範な主体に還元されていくか。また、その波及効果について把握し、評価・確認する手段を持っているか
	組織性・信頼性	安定した組織・財政基盤への取組みが組織的に明確であり、かつ組織の透明性・信頼性を図るために積極的に情報の公開および説明が多様な手段・工夫によって行われているか
独自基準	寺院との協働性	採択後に寺院との協働によって事業が活発になり、広がる可能性に期待できるか、または社会課題解決を図るその事業が寺院とNPOの協働という視点において現時点で明確かつ秀逸であるか
	共生社会の実現性・可能性	「ともいき」の理念が実現される社会をめざして、それぞれの地域において信頼と支援を得ながら、明確な主体として着実にまた確実に活動が展開されているか

(活動奨励金について)

(1) 活動奨励金は平成24年3月31日までに、次の経費に使用できます。

給料・手当、福利厚生費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賃借料、保険料、委託費、諸謝金、固定資産取得支出（不動産を除く）、雑費など

- (2) 活動奨励金は、授賞式後所定の手続きを経て交付します。また平成24年6月末日までに活動報告書及び活動奨励金使用報告書を提出していただきます。
- (3) 活動奨励金は、虚偽の申請・報告、または実施後の報告がないなどの場合には返還を求めることがあります。

### (募集期間)

平成23年9月1日(木)～9月30日(金)(当日消印有効・持込み不可)

### (応募方法)

- (1) 所定の応募申込書に必要事項を記入のうえ、運営事務局あてに特定記録郵便で郵送してください。FAX、E-mailおよび持参による提出はできません。
- (2) 法人格の無い団体(任意団体)は、応募申込書に以下①～③の書類を添付してください。他薦の場合は以下①～③の書類に類する資料を入手可能な範囲で添付してください。NPO法人は以下①～③の書類の添付は必要ありませんが、登記事項証明書(「現在事項全部証明書」の写しで可)を添付してください。

- ① 定款、規約、会則など団体の組織運営が分かるもの  
 ② 役員名簿またはそれに準ずるもの  
 ③ 直近の事業報告書と決算書類(設立初年度の団体は事業計画書と予算書)

- (3) 応募申込書は、ホームページからダウンロードいただくか、運営事務局までご請求ください。
- ※ 提出していただいた応募書類は返却いたしません。
- ※ 応募に関する質問は、随時受け付けます。受け付けた質問と回答は原則ホームページで公開します。
- ※ 京都府内の市民活動団体(NPO)・ボランティア団体等で、公益活動ポータルサイトきょうえんで「社会的認証システムステップ2」以上を取得されている場合は上記(2)の①～③の書類添付の必要はありません。また、他の情報公開システムにおいて、「ステップ2」と同レベルの情報公開を行っている団体も同様です。開示状況の詳細をご連絡ください。

### (スケジュール)

9月1日(木)	募集開始
9月30日(金)	応募申込締切 当日消印有効
10月28日(金)	一次選考会
11月28日(月)	二次選考会 必要に応じて聞取調査、追加書類提出依頼 全応募団体あて二次選考結果通知
12月24日(土) (同日開催)	最終選考会(公開プレゼンテーション) 授賞式・受賞記念パーティ(レセプション)
1月	活動奨励金交付

ともいき  
【共生事業助成部門】

社会の課題解決と共生社会の実現につながる、  
地域の市民活動団体（NPO）と仏教寺院\*との協働による活動\*\*  
もしくは  
仏教寺院単独の活動  
に対して助成します。

1件につき1～50万円 総額300万円

地域の活動団体と仏教寺院や僧侶らの協働による地域文化活動、または、仏教寺院や僧侶らが独自に取り組む地域文化活動について申請を受け付け、事業費の助成を行います。

※仏教寺院や僧侶らの信仰から発する活動については、その活動が社会課題の解決に結びつくものであれば対象となります。（ビハーラ、自殺防止など）  
布教など、「特定の教義の喧伝活動」については対象になりません。

募集期間中に審査会を複数回開催し、速やかに助成をすることで、助成を受け  
る事業の企画から実施までを、時宜に応じて支援します。

助成事業の採択については、運営委員会が設置する助成審査会が申請内容を審査の上、決定します。

\* 仏教寺院とは、全日本仏教会加盟宗派〈教団〉に所属している寺院、または全日本仏教会加盟の都道府県仏教会〈連盟・連合会〉に加入している寺院とします。

\*\* 「地域の市民活動団体（NPO）と仏教寺院との協働による活動」の例

- イ 僧侶が地域の市民活動団体とともに社会課題の解決に取り組んでいる活動
- ロ 仏教寺院が地域の市民活動団体に活動場所を提供するだけに留まらず、企画運営にも参加している活動
- ハ 仏教寺院が地域住民の参画の下、宗派を超えたネットワークにより行う活動

（応募対象団体）

地域文化活動に取り組む市民活動団体（NPO）やボランティア団体などを対象とします。法人格の有無は問いませんが、団体として会則や決算報告書を持ち、組織的に意思決定ができる団体を対象とします。

また、単独（独自）で活動している仏教寺院（僧侶ら）、市民活動団体（NPO）やボランティア団体などと協働で地域文化活動に取り組んでいる仏教寺院（僧侶ら）も対

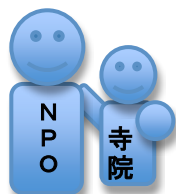
象となります。

※ 以下の団体は対象外となります。

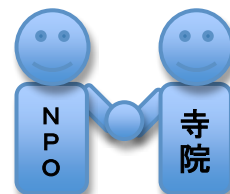
- イ 従来の公益法人（財団・社団法人＝特例民法財団・社団）または社会福祉法人・学校法人など特別法によって定められた公益団体
- ロ 日本国内以外で事業展開をする団体
- ハ 個人活動、サークル活動など
- ニ 本事業において、過去に「共生・地域文化大賞」を受賞した団体
- ホ 営利を目的とする団体
- ヘ 政治活動を主たる目的とする団体

### （対象となる活動のイメージ）

①主に市民活動団体が  
主体となるもの



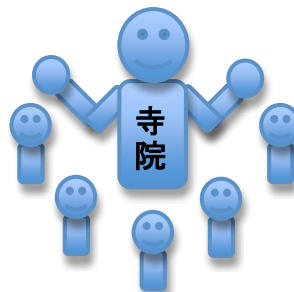
②市民活動団体、仏教寺院  
ともに主体となるもの



③主に仏教寺院が  
主体となるもの



④仏教寺院独自に主体となるもの\*\*\*



### \*\*\* 「④仏教寺院独自に主体となるもの」の例

- ・寺院や僧侶が中心となって、「命の大切さ」などを伝えるために企画するサロンや講演活動（広く市民を対象）
- ・寺院が核となって企画した地域の防災・防犯に関する活動
- ・引きこもり家庭の悩み相談窓口の設置や傾聴ボランティア等、寺院や僧侶の本来的活動の中から必要性を認識し、派生した取組み・活動
- ・心の豊かさを求める人を対象とした、カウンセリング活動
- ・寺院・僧侶のネットワークによる路上生活者を対象とした炊出しなどの活動
- ・寺院内で組織された婦人会などが企画する子育て支援活動
- ・寺院と檀信徒が一体となり、高齢者世帯・独居高齢者などを対象に行う配食・見守り支援活動
- ・僧侶と学生などが一緒に行う社会課題に対する研究活動
- ・その他、寺院や僧侶が地域の社会資源となり、社会課題の解決に向けた活動

### (採択基準)

実現可能性	「寺院と市民活動団体（NPO）の協働」という視点において、協働のパートナーが明確、かつ事業の枠組みや協働のパートナーが明確かつ事業の内容が適切に作成されており、実現可能性があるか
地域性	地域の社会的・文化的・経済的背景を踏まえた企画として、事業活動が展開されていく可能性に期待できるか
継続性	次代を見据えた事業展開として企画内容が明確であり、採択後も継続して事業を実施する体制があるか
協働性	寺院と市民活動団体（NPO）がパートナーとして協働事業を実施することで、活動がより効果的に展開されるか、また、社会課題の解決に向けて、寺院が市民活動団体（NPO）にも働きかけることにより、広がりのある活動につながる可能性があるか
寺院の社会性	教義の喧伝など、宗教者として取り組む活動と明確に区別され、信仰心に基づいた活動が社会課題の解決に結びついているか

### (助成金について)

(1) 助成金は、申請書に記載された事業、助成決定された用途に基づく経費に使用できます。

※原則、当該事業終了日（平成24年3月31日）以降に実施する事業の申請は受け付けません。

(2) 助成金は、審査会の決定後、所定の手続きを経て交付します。また、事業終了後速やかに、活動報告・助成金使用報告書を提出していただきます。

(3) 助成金は、虚偽の申請・報告、または実施後の報告がないなどの場合には返還を求めることがあります。

### (募集期間)

助成申請は、平成23年7月1日（金）以降、翌年の1月25日（水）まで随時受け付けます。また、審査会を平成23年7月以降翌年の1月まで、毎月月末に行いますので、概ね事業実施日1ヶ月以上前の審査会で対応できるよう考慮し、適切に申請ください。（ただし、12月末は審査会を行いませんので、前後の審査案件となるよう余裕をもって申請ください）

### (応募方法)

(1) 所定の応募申込書に必要事項を記入のうえ、運営事務局あてに特定記録郵便で郵送してください。FAX、E-mail および持参による提出はできません。

(2) 法人格の無い団体（任意団体）は、応募申込書に以下①～③の書類を添付してください。他薦の場合は以下①～③の書類に類する資料を入手可能な範囲で添付してください。NPO法人は以下①～③の書類の添付は必要ありませんが、登記事項証明書（「現在事項全部証明書」の写しで可）を添付してください。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定款、規約、会則など団体の組織運営が分かるもの</li> <li>② 役員名簿またはそれに準ずるもの</li> <li>③ 直近の事業報告書と決算書類（設立初年度の団体は事業計画書と予算書）</li> </ul> |
|---|

(3) 応募申込書は、ホームページからダウンロードいただくか、運営事務局までご請求ください。

※ 提出していただいた応募書類は返却いたしません。

※ 応募に関する質問は、随時受け付けます。受け付けた質問と回答は原則ホームページで公開します。

※ 京都府内の市民活動団体（NPO）・ボランティア団体等で、公益活動ポータルサイトきょうえんで「社会的認証システムステップ2」以上を取得されている場合は上記(2)の①～③の書類添付の必要はありません。また、他の情報公開システムにおいて、「ステップ2」と同レベルの情報公開を行っている団体も同様です。開示状況の詳細をご連絡ください。

### (スケジュール)

募集開始日	平成23年7月1日（金）
募集終了日	平成24年1月25日（水）必着
助成審査会	7月～翌年1月までの各月末（12月除く） 全6回 受理した応募書類について、応募要件や書類の不備などを確認、必要に応じて聞取調査、追加書類提出依頼
結果の通知	当該審査会から2週間程度で審査結果通知を通知し、以降に助成金を交付します

## 応募・問い合わせ先

ともいき

共生・地域文化大賞運営事務局（担当：田口・内田）

〒600-8104 京都市下京区五条通高倉西入万寿寺町143 いづつビル6階  
特定非営利活動法人きょうとNPOセンター内

TEL (075) 353-6292 (月～金曜日 10:00～19:00)

FAX (075) 353-7689

E-mail info@tomoiki.jp

URL http://tomoiki.jp

※ 個人情報の取り扱いについて

ご応募いただいた申込書に記載の住所・氏名・電話番号、および電子メールアドレスなど、個人を識別できる情報については、運営事務局において適切に管理するとともに、ともいき・地域文化大賞の運営および浄土宗内での研究以外の用途には使用しません。

浄土宗宗祖法然上人800年大遠忌記念事業  
平成23年度（第5回）「共生・地域文化大賞」  
ともいき

【運営委員】

- 秋田 光彦 (浄土宗大阪教区大江組大蓮寺住職)  
今田 忠 (前日本NPO学会会長)  
熊谷 靖彦 (浄土宗佐賀教区西部組慈眼寺住職／  
宗祖法然上人800年大遠忌中央実行委員会委員)  
齋藤佳津子 (京都子ども・家庭研究所代表／京都教育大学非常勤講師)  
武田 康晴 (京都華頂大学准教授)  
鶴野 重雄 (総本山知恩院執事長公室長)  
広瀬 卓爾 (佛教大学社会学部現代社会学科教授)

【表彰部門 選考委員】

- 池口 龍法 («フリースタイルな僧侶たち»代表)  
小林 正道 (全日本仏教会常務理事／  
宗祖法然上人800年大遠忌中央実行委員会委員)  
芝原 浩美 (特定非営利活動法人ユースビジョン事務局長)  
杉岡 秀紀 (同志社大学政策学部講師)  
高橋 陽子 (日本フィランソロピー協会理事長)  
長谷川匡俊 (学校法人大乘淑徳学園理事長／淑徳大学学長)  
早瀬 昇 (大阪ボランティア協会常務理事)  
深尾 昌峰 (龍谷大学政策学部准教授)  
堀田 力 (さわやか福祉財団理事長)  
水谷 幸正 (学校法人佛教教育学園理事長)  
里見 嘉嗣 (浄土宗社会国際局長)

【共生事業助成部門 審査委員】

- 池口 龍法 («フリースタイルな僧侶たち»代表)  
齋藤佳津子 (京都子ども・家庭研究所代表／京都教育大学非常勤講師)  
芝原 浩美 (特定非営利活動法人ユースビジョン事務局長)  
杉岡 秀紀 (同志社大学政策学部講師)  
平尾 剛之 (一般財団法人社会的認証開発推進機構事務局長)